

定住
支援

「住宅建築・リフォーム」の助成金交付を 始めました

出雲市では、定住促進と地域経済の活性化を図るため、県外在住者が本市へ定住する目的で住宅を建築、購入またはリフォームを行われる場合に、助成金を交付する制度を創設しました。



●対象者／20歳以上の県外在住者(県外在住5年以上の人)

出雲市内で住宅を建築または購入

最高で50万円
助成します

固定資産税・都市計画税相当額を
5年間助成

※上限額は10万円／年、中古住宅購入の場合は上限額5万円／年、最高で5年間50万円の助成となります。



携帯サイト

出雲市内に所有している住宅をリフォーム

最高で20万円
助成します

リフォームに要した費用の
1／5(上限額20万円)を助成

※リフォーム費用は50万円以上を対象とします。中古住宅を購入し、リフォームした場合は、両方の助成が受けられます。また、3親等以内の親族所有住宅もOKです。

●おたずね／定住支援センター(☎21-6629)
<http://www.teijyu-izumo.jp>

日本のトップアスリートが出雲に集結!

吉岡隆徳記念 第62回出雲陸上競技大会

○と き／4月19日(土) 10時(競技開始予定)～16時
4月20日(日) 9時30分(競技開始予定)～15時

○ところ／浜山公園陸上競技場

○内 容／
出雲地域の陸上競技大会に併せ、日本のトップアスリート総勢約25人を招き、特別招待レースを行います。

※主な招待選手

朝原 宣治選手(オリンピック3回出場、100m日本歴代2位)
為末 大選手(世界選手権400m障害銅メダル2回)
高平 慎士選手(07世界選手権出場)
金丸 祐三選手(07世界選手権出場、日本選手権400m三連覇中) など

○入場料／無料

※駐車場の不足が予想されますので、できるだけ乗り合わせのうえお越しください。

○おたずね／スポーツ振興課(TEL 21-2341)



第61回出雲陸上競技大会(平成19年4月21・22日 浜山公園陸上競技場)

よしおか たかよし

吉岡 隆徳について

明治42年出雲市湖陵町生まれ。1932年(昭和7年)第10回ロサンゼルスオリンピックの100m決勝で6位に入賞し、「暁の超特急」と呼ばれた。その後も当時の世界記録10秒3を3回も記録するなど、日本人として前人未踏の偉業を成し遂げた。

麻しん(はしか)排除計画がスタート



今年度から5年間、中学1年生および高校3年生相当の年齢の方を対象に麻しんの予防接種を実施します

Q.平成20年度の対象年齢は

A.出雲市に住民登録があり、次の年齢に該当する方です。
中学1年生相当の年齢の方
(平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの方)
高校3年生相当の年齢の方
(平成2年4月2日から平成3年4月1日生まれの方)

Q.予診票の入手方法は

A.4月上旬に対象者へ直接郵送します。

Q.いつどこで接種するの

A.予診票が届いたら、なるべく早めに個別接種実施医療機関に予約のうえ接種してください。個別接種実施医療機関一覧表は予診票と一緒に郵送します。実施期間は平成21年3月31日までです。

Q.接種にかかる費用負担は

A.実施期間内であれば無料です。

麻しんが10代や20代で流行する背景には

昨年、特に関東圏において、学生の間で麻しん(はしか)が流行し、学校が閉鎖されるなど大きな社会問題となりました。今年に入っても一部地域では患者数が増加傾向にあり、その多くは10～20歳代です。

その主な原因としては、この年代は麻しんの予防接種の接種回数が1回であり、予防接種を受けていたとしても時間の経過とともに免疫力が低下してきたか、あるいはそもそも未接種であったことなどが考えられます。

麻しんを排除するために

麻しんの感染および流行を未然に防ぐため、今年度から5年間の期限付きで、中学1年生および高校3年生相当の年齢での麻しん風しん混合ワクチンによる予防接種を行うことになりました。2回目の予防接種の機会を設け、麻しんを排除しようという狙いがあります。

麻しんは、高熱や発疹だけでなく、重い合併症を引き起こす場合も多く、時には死に至ることもある非常に怖い病気です。対象年齢になったら早めに予防接種を行い、麻しん排除にむけて一丸となって取り組みましょう。

◎予防接種についてのおたずねは 健康増進課健康推進係(☎21-2211 内線4212)または各支所健康(市民)福祉課

父子家庭児童育成手当を創設しました

出雲市では、父子家庭の児童の健やかな成長を願い、平成20年度から父子家庭児童育成手当を創設しました。手当受給には申請が必要です。



●受給対象者(以下の要件全てを満たす方)

- ・出雲市に住民登録のある方
- ・離婚、死別などにより配偶者のいない男性で、18歳までの児童を養育している方
- ※児童が18歳になった年度中は対象
- ・本人および同居の扶養義務者の前年中の所得が、下表に定める制限限度額未満である方

扶養親族の数(税法上)	本人	扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
以降1人増える毎に	380,000円加算	380,000円加算

※本人や児童が、公的年金や遺族補償を受給している場合や、事実婚の場合などには受給できません。

●手当額(児童一人当たり)…月額5,000円

●支給開始時期…申請された月の翌月分から手当を支給します。

◎初年度特例措置があります

平成20年7月末までに申請された方で、平成20年6月30日以前にすでに受給要件を満たしていた方については、特例として要件該当の翌月分から手当を支給します(ただし、平成20年3月31日以前に受給要件を満たしている方については、平成20年4月分からはなりません)。

申請に必要なもの

- 本人および養育している児童の戸籍謄本(離婚・死別により父子家庭となったことが確認できる記載があるもの)
- 同居している者全ての住民票(本籍・筆頭者・世帯主・続柄の記載があるもの)
- 所得証明書(平成19年1月2日以降に出雲市に転入した場合のみ必要)
- 通帳(郵便局以外で申請者名義の普通口座の通帳)
- 年金手帳 ●印鑑

※状況に応じて、このほかにも必要な書類を提出していただくことがあります。

◎申請窓口・おたずね
少子対策課(TEL 21-6604)
および各支所児童福祉担当課